

福山市立大学整備構想委員会規程

平成23年4月1日

福山市立大学規程第6号

改正 平成27年1月15日規程第1号

改正 平成28年2月26日規程第5号

改正 平成30年12月21日規程第6号

(趣旨)

第1条 福山市立大学に、教育研究組織の将来構想及び施設の整備計画に関する重要事項を審議するため、整備構想委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 教育学部長
- (4) 都市経営学部長
- (5) 附属図書館長
- (6) キャリアデザインセンター長
- (7) 教育研究交流センター長
- (8) 教育支援センター長
- (9) 心とからだのサポートセンター長
- (10) 教育学部教員 2人
- (11) 都市経営学部教員 2人
- (12) 事務局長
- (13) 総務課長
- (14) 学務課長

(審議事項)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 教育研究組織の将来構想に関する事項
- (2) 施設の整備計画に関する事項
- (3) その他本学の将来構想に関して学長が必要と認める事項

(委員の任期)

第4条 第2条第10号及び第11号に掲げる委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の任期の残任期間とする。

2 前項に規定する委員は、再任されることができる。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、学長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長が指名する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が調査審議に必要があると認めた場合は、委員会の同意を得て、委員以外の者に会議への出席を求め、審議事項について説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、事務局総務課で行う。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年12月21日から施行する。